

**東日本大震災法第128条第1項第1号の規定に
基づく特定被災区域内事業者の認定について**

特定被災区域内に事業所を有する中小企業者で、経営の安定に支障が生じていることについて区長の認定を受けた場合、金融機関からの借入に対し、信用保証協会からの保証が一般保証およびセーフティネット保証に加え、別枠で利用できます。

なお、利用にあたっては金融機関および信用保証協会の審査があります。

認定の要件

- 1 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること。
- 2 〔法人〕区内に本店登記をしていること。〔個人〕区内に主たる事業所があること。
- 3 別に定める特定被災区域内*1にて東日本大震災前から継続して事業を行っており、震災に起因して事業活動に影響があったもの。
- 4 原則として震災の発生後、最近3か月間の売上高等（建設業にあつては完成工事高または受注残高）が震災の影響を受ける直前の同月比10%以上減少していること。
（最近3か月は、平成23年3月以降の申請をする前月から遡る3か月を直近分とみなします。）
なお、震災の影響を受ける直前の同月の判断についてはお問合せください。

- *1 特定被災区域について、次のホームページでご確認ください。
内閣府HP <http://www.bousai.go.jp/2011daishinsai/2011jyosei-tokutei.html>
- *2 認定要件4の売上高等の減少率は小数点第二位を切り捨てて、小数点第一位で記入してください。
四捨五入ではありません。

必要書類

1	法人／個人	申請書2通
2	法人／個人	確認書（区役所所定様式）
3	法人／個人	特定被災区域内で、東日本大震災前から事業を継続していることが確認できる書類（許認可証、商工会議所の会員証等）
4	法人／個人	確認書の各月売上高を確認できる同一資料 2期分（試算表、総勘定元帳等） ※決算書等の集計ベースと一致していること ※売上高を導き出した経緯が確認できる明細があるもの
5	法人／個人	震災の影響を受ける直前（前年・前々年・3年前・4年前・5年前・6年前・7年前・8年前・9年前）を確認できる書類（状況説明書等）
6	法人のみ	商業登記簿謄本（発行日から3か月以内の原本）
7	法人	法人税申告書・決算書・勘定科目内訳明細書等控一式 2期分 ※税務署受付日のあるもの
	個人	確定申告書・青色申告決算書等控一式 2期分 ※税務署受付日のあるもの
8	法人	法人実印（訂正印用です）
	個人	事業主の実印（訂正印用です）
9	法人／個人	再申請される場合は、前回の東日本大震災法における認定書写し

留意点

- ・ 認定日から協会受付まで30日を経過しますと、認定書を再度徴求していただくこととなります。
- ・ 特別区長から認定を受けた後、認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、震災復興緊急保証の申込みを行うことが必要です。